

第6回 吹田市政策会議開催結果について

日時:平成29年11月7日(火)15時00分～16時05分

場所:特別応接室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員10名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、環境部長、都市計画部長、土木部長、下水道部長、水道部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
吹田市都市公園条例及び施行規則の一部改正について	土木部(公園みどり室)
○審議内容と結果	
【案件概要】 都市公園法の一部改正が平成29年6月15日に施行され、改正内容に対応するため、この改正を契機に下記の条項を中心に吹田市都市公園条例及び施行規則の一部改正を行い、条例全文の文言の整理等、体裁も整える。 ・第6条(行為の禁止) ・第23条(許可の期間) ・第19条別表第3(使用料) ・第19条別表第4(使用料)	
【所管部の考え方】 ・都市公園の利用方法が多岐に渡り、要望、苦情等も多様化しています。多様化する公園利用に対する規制の法的根拠を明確にするため、行為の禁止について、公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為(以下「迷惑行為等」という。)を加えることは妥当であると考えます。 ・保育所等施設の占有は運営や費用の観点から長期に渡るため、期間を延ばすことは妥当であると考えます。また、その使用料は近隣市との整合性からも月300円/㎡が妥当であると考えます。 ・公募により公園施設の設置者又は管理者を選定する場合、使用料を入札により決定することは妥当であると考えます。	
【審議事項】 ・第6条(行為の禁止)に「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為」を加えることについて。 ・第23条(許可の期間) 占有許可期間を5年以内から10年以内に改正することについて。 ・第19条別表第3(使用料) 公募により提案のあった額を使用料とすることについて。 ・第19条別表第4(使用料) 保育所等施設の占有料を月300円/㎡とすることについて。	
【審議結果】 質問・・・今回の改正の趣旨が条例に反映されていないのではないか。例えば、第6条(行為の禁止)には、迷惑行為等の認定は公園管理者に委任すると考えている等の記載が条例にはない。どうやって市民と合意形成をするつもりなのか。運用上、具体的に何が迷惑行為にあたるのかや、迷惑行為の認定プロセスなどを規則等に明記するべきではないか。 回答・・・都市公園の性質や利用形態は様々で、一律に迷惑行為等を条例や規則に記載するのは難しいと考えている。まずは、地域ごとに事例を積み重ねた上で、規則への記載も検討していく。 質問・・・改正理由として、地域の話し合いにより禁止行為を定め、とあるが、ここでいう地域とはどの範囲か。 回答・・・該当する都市公園に隣接するお宅の方々や、自治会や学校などの方々と考えている。 質問・・・占有の許可期間を5年以内から10年以内に改正とあるが、10年の根拠は何か。 回答・・・都市公園法が規定する許可の最長期間が10年以内であるためである。 指示・・・公園は「憩(いこい)」と「遊び」という、そもそも相反するものが共存する場所である。どちらかを優先したためにどちらかに支障をきたすといったことが無いよう、ある程度自由度を持たせたルールの中で、利用者には節度ある利用をしてもらいたい。今回の改正は、条例には最低限遵守すべき事項のみを定めて、あとは自由度をもたせたという意図が十分に伝わるように説明してほしい。また、必要であれば、海外の都市公園の管理事例等も調べ、今後の参考にしてほしい。 まとめ・・・本案件は承認された。条例改正の手続きを進めること。	